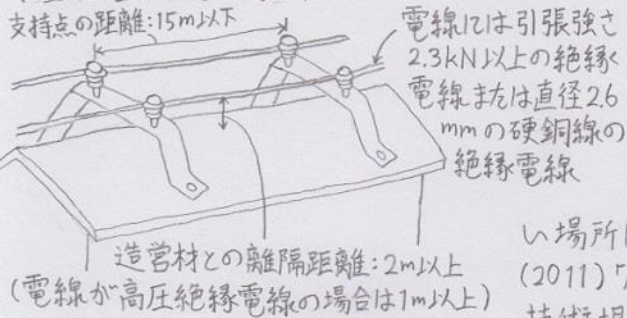


419. 屋上に施設する電線路・屋内に施設する電線路・その他の電線路

<低圧屋上電線路>

支持点の距離: 15m以下



低圧屋上電線路は、かいし引き工事、バスダクト工事、またはケーブル工事により施設しなければならない。かいし引き工事は、展開した場所に左図に示すように施設し、かつ危険の恐れが無いように施設する事。バスダクト工事は、木造以外の造営物において展開した場所または点検できる隠ぺい場所に、日本電気技術規格委員会規格JESC E6001(2011)「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設」の3. 技術規定(①木造以外の造営物に施設する、②屋外用バ

スダクトを使用する、③人が容易に触れないように施設する)および解釈第163条の規定(後述)に準じて施設する事。ケーブル工事は、次のいずれかに適合するように施設する事 ①展開した場所において、解釈第67条(第5号を除く)の規定(≒409<架空ケーブルによる施設方法>)に準じて施設すると共に、造営材に堅ろうに取り付けた支持柱または支持台により支持し、造営材との離隔距離を1m以上として施設する事 ②造営材に堅ろうに取り付けた堅ろうな管またはトラフに収め、かつトラフには取扱者以外の者が容易に開ける事ができないような構造を有する鉄製または鉄筋コンクリート製その他の堅ろうなふたを設ける他、解釈第164条第1項第4号および第5号の規定(後述)に準じて施設する事 ③造営材に堅ろうに取り付けたラックに施設し、かつ電線に簡易接触防護措置を施す他、解釈第164条第1項第2号、第4号および第5号の規定(後述)に準じて施設する事

<高圧屋上電線路>: 電線にはケーブルを使用し、次のいずれかにより施設しなければならない。展開した場所において、解釈第67条(第1号ロ、ハおよびニを除く)の規定(≒409<架空ケーブルによる施設方法>)に準じて施設すると共に、造営材に堅ろうに取り付けた支持柱または支持台により支持し、造営材との離隔距離を1.2m以上として施設する事。造営材に堅ろうに取り付けた堅ろうな管またはトラフに収め、かつトラフには取扱者以外の者が容易に開ける事ができないような構造を有する鉄製または鉄筋コンクリート製その他の堅ろうなふたを設けると共に、管その他のケーブルを収める防護装置の金属部分、金属製の電線接続箱およびケーブルの被覆に使用する金属体には、A種接地工事(接触防護措置を施す場合はD種接地工事)を施す事

<屋内に施設する電線路>: 粉じんの多い場所、可燃性ガス等のある場所、危険物等のある場所、および火薬庫以外の場所に施設できる→その工事方法は屋内配線の工事に準じて施設するよう規定されている

<その他の電線路>

≒418. 本ページ上記、次ページ<地上に施設する電線路>以外の電線路の施設方法は、解釈第126条(トンネル内電線路の施設)、第127条(水上電線路及び水底電線路の施設)、第129条(橋に施設する電線路)、第130条(電線路専用橋等に施設する電線路)、第131条(かげに施設する電線路)、第133条(臨時電線路の施設)に規定されている



ページ中の後述と書かれていたのは、後でやる予定の低圧屋内配線の工事方法の項で示す各種工事方法を参照

低圧屋上電線路には絶縁電線が使えるけど、高圧屋上電線路にはケーブルしか使えないのね

